

仕 様 書

件 名	軽油特1号 (バルク)	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和4年11月28日
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油特1号 (バルク)	9140-418-3184-5	バルク	JIS K 2204の特1号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

(ア) JIS K 2204 軽油

(イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

(ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

(エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法

(オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

(ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）

(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地

4 納 期

令和5年1月10日から同年3月31日

5 製品に関する要求

軽油特1号は、JIS K 2204の特1号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	自動車ガソリン2号(バルク) 9130-299-0124-5	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和4年11月28日
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
自動車ガソリン2号 (バルク)	9130-299-0124-5	バルク	JIS K 2202の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2202 ガソリン
- (イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・要領
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表
- (カ) 包装の総則

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地

4 納 期

令和5年1月10日から同年3月31日

5 製品に関する要求

自動車ガソリン2号は、JIS K 2202の2号による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油2号 (免税) (バルク)	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和4年11月28日
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊
		作成者	3曹 重永 健太郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油2号 (免税) (バルク)	914016567275	バルク	JIS K 2204の2号のもの

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2204 軽油
- (イ) JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
- (ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
- (エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法
- (オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

- (ア) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号)
- (イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和51年法律第88号)

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地

4 納 期

令和5年1月10日から同年3月31日

5 製品に関する要求

- (1) 軽油2号は、JIS K 2204の2号による。
- (2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2202によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	軽油2号 (免税) (ドラム)	仕 様 書 番 号 ー	
		作成年月日	令和 4 年 1 1 月 2 8 日
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊
		作成者	3 曹 重 永 健 太 郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、ディーゼル機関として使用する軽油について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
軽油 2 号 (免税) (ドラム)	914016567285	ドラム	JIS K 2 2 0 4 の 2 号 の も の

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

(ア) JIS K 2 2 0 4 軽油

(イ) JIS K 2 2 4 9-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

(ウ) JIS K 2 2 4 9-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

(エ) JIS K 2 2 4 9-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメーター法

(オ) JIS K 2 2 4 9-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

イ 法令等

(ア) 工業標準化法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号)

(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和 5 1 年法律第 8 8 号)

2 数 量

納入数量及び日時については、官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地

4 納 期

令和 5 年 1 月 1 0 日から同年 3 月 3 1 日

5 製品に関する要求

(1) 軽油 2 号は、JIS K 2204 の 2 号による。

(2) 要求する軽油は、免税のものとする。

6 品質保証

検査は、JIS K 2204によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるドラム納めとする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1 JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃) g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

仕 様 書

件 名	J e t A-1 (バルク) 9130-423-9423-5	仕 様 書 番 号 -	
		作成年月日	令 和 4 年 1 1 月 2 8 日
		作成部隊名	奄 美 警 備 隊 後 方 支 援 隊
		作 成 者	3 曹 重 永 健 太 郎

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、航空用タービンエンジンの燃料として使用する J e t A-1 について規定する。

(2) 種 類

種 類	物品番号	納入区分	注 記
J e t A-1	9130-423-9423-5	バルク	

(3) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規 格

- (ア) JIS K 2249-1 原油及び石油製品-密度の求め方-第1部：振動法
- (イ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品-密度の求め方-第2部：浮ひょう法
- (ウ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品-密度の求め方-第3部：ピクノメーター法
- (エ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品-密度の求め方-第4部：密度・質量・量換算表
- (オ) JIS K 2251 原油及び石油製品-試料採取方法
- (カ) JIS K 2254 石油製品-蒸留試験方法
- (キ) JIS K 2258-1 原油及び石油製品-蒸気圧の求め方-第1部：リード法
- (ク) JIS K 2258-2 原油及び石油製品-蒸気圧の求め方-第2部：3回膨張法
- (ケ) JIS K 2261 石油製品-自動車ガソリン及び航空燃料油-実在ガム試験方法-噴射蒸発法
- (コ) JIS K 2265-3 引火点の求め方-第3部：ペンスキーマルテンス密閉法
- (サ) JIS K 2276 石油製品-航空燃料油試験方法
- (シ) JIS K 2279 原油及び石油製品-発熱量試験方法及び計算による推定方法
- (ス) JIS K 2283 原油及び石油製品-動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
- (セ) JIS K 2513 石油製品-銅板腐食試験方法
- (ソ) JIS K 2536-1 石油製品-成分試験方法 第1部：蛍光指示薬吸着法
- (タ) JIS K 2537 石油製品-煙点試験方法
- (チ) JIS K 2541-1 原油及び石油製品-硫黄分試験方法 第1部：酸水素燃焼式ジメチルスルホナゾⅢ 滴定法

(ツ) JIS K 2541-2	原油及び石油製品-硫黄分試験方法	第2部:微量電量滴定式酸化法
(テ) JIS K 2541-3	原油及び石油製品-硫黄分試験方法	第3部:燃焼管式空気法
(ト) JIS K 2541-4	原油及び石油製品-硫黄分試験方法	第4部:放射線式励起法
(ナ) JIS K 2541-5	原油及び石油製品-硫黄分試験方法	第5部:ボンベ式質量法
(ニ) JIS K 2541-6	原油及び石油製品-硫黄分試験方法	第6部:紫外蛍光法
(ヌ) JIS K 2541-7	原油及び石油製品-硫黄分試験方法 (検量線法)	第7部:波長分散蛍光X線法

(ネ) JIS K 2580 石油製品-色試験法

イ 法令等

(ア) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号)

(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和51年法律第88号)

2 数量

別途官側で示す。

3 納入場所

陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地

4 納期

令和5年1月10日から同年3月31日

5 製品に関する要求

(1) 品質

ASTM D 1655または共同利用貯油施設向け統一規格に適合しなければならない。

(2) 添加剤

添加剤は下記に示すとおりとし、ASTM D 1655または共同利用貯油施設向け統一規格に適合していることを証明する製油所全項目試験成績書及びバッチ試験成績報告書に記載しなければならない。

ア 酸化防止剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

イ 金属不活性化剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

ウ 腐食防止剤/潤滑性向上剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

エ 氷結防止剤の添加量は、DSP K 1022に規定する氷結防止剤2種を0.10%~0.15%の範囲

オ 静電気防止剤の添加量は、共同利用貯油施設向け統一規格による。

(3) 試料採取方法

JIS K2251による。

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、試験成績表及び品質保証書を2部提出するものとする。

仕 様 書											
件 名	灯油 1 号 (バルク) 9140-002-9694-5	仕 様 書 番 号 -									
		作成年月日	令 和 4 年 1 1 月 2 8 日								
		作成部隊名	奄美警備隊後方支援隊								
		作成者	3 曹 重 永 健 太 郎								
1 総 則											
(1) 適用範囲 本仕様書は、ボイラー用燃料として使用する灯油について規定する。											
(2) 種 類											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>物品番号</th> <th>納入区分</th> <th>注 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灯油 1 号</td> <td>9140-002-9694-5</td> <td>バルク</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種 類	物品番号	納入区分	注 記	灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク	
種 類	物品番号	納入区分	注 記								
灯油 1 号	9140-002-9694-5	バルク									
(3) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。											
ア 規 格											
(ア) JIS K 2203 灯油											
(イ) JIS K 2249 原油及び石油製品－密度の求め方－第 1 部：振動法											
(ウ) JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第 2 部：浮ひょう法											
(エ) JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第 3 部：ピクノメーター法											
(オ) JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第 4 部：密度・質量・容量換算表											
イ 法令等											
(ア) 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）											
(イ) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）											
2 数 量 納入数量については、官側で示す。											
3 納入場所 陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地											
4 納 期 令和 5 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日（細部日時については契約後に調整）											
5 製品に関する要求 品質は、JIS K 2203による。											

6 品質保証

検査は、JIS K 2203によるものとし、品質の規定に適合しなければならない。

7 納入要領

タンクローリーによるバルク納入とする。

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果はJIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。

(2) 成績書等

ア 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2203に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。

イ 前ア以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。